

○電算入力業務委託に関する一般競争入札公告

電算入力業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

平成 30 年 2 月 14 日

岐阜県知事 古 田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

電算入力業務委託

(2) 委託業務の概要

電算入力帳票に基づくデータ入力業務 一式

(3) 委託業務期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要領別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 岐阜県内に本店がある事業者、又は岐阜県内に支店、事業所等がある事業者であること。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認定又は個人情報その他の情報について適切な保護措置を講ずる体制等が確保されていることを証するものとして知事が認める認定等を受けていること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県健康福祉部医療整備課医事係
電話 058-272-1111 (内線 2528)
FAX 058-278-2623

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成30年2月14日(水)から平成30年2月20日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 平成30年2月26日(月)午後5時
期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、平成30年3月1日(木)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成30年3月6日(火)午前10時00分

イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県庁10階 10南会議室(健康福祉部会議室)

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

入札に当たっては、入札書に積算内訳書を添付すること。

本入札は総価入札・単価契約であるため、契約金額は積算内訳書記載の単価に100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数がある場合は、小数点第4位まで)とする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算内訳書の合計金額(消費税抜き)を入札書に記載すること。

なお、積算内訳書の単価は小数点第2位まで記載し、区分ごとの積算額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

また、入札書及び積算内訳書の記載内容に誤りがある場合も無効とする。

オ 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から、原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

- (6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。